

2. 国の制度としては一部対応可能であり、追加で対応を検討している事項

2-1. 競争的資金の獲得者自身への給与充当

令和2年12月25日 作成

Q16. 大学・国研等の制度や慣習（中長期計画に縛られた契約・予算執行、コンプライアンス対応、給与制度・業績評価構造等）について、問題になっている事項はありますか。

課題等の概要	課題対応等の概要	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none"> ● 競争的資金の獲得者自身への給与充当ができないか。 ● 博士取得後5年程度、自分で自分を雇用できれば、主体的に研究ができ、博士課程への進学機運が高まるのではないか。 	<p>国の制度的に一部可能／追加の対応を検討中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（※1）により、令和2年度以降、各競争的研究費のうち各配分機関が決定した事業から、直接経費からのPI等の人件費支出を可能としています。 ● なお、PI等への人件費支出の実施にあたっては、PI等本人が直接経費にPI等の人件費（の一部）を計上することを希望していること、及び、所属機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていることや人事給与マネジメントが実施されていることが条件となります。詳細については、各競争的研究費の公募要領等をご確認ください。 ● また、各事業における上記申し合わせの適用状況・申請方法等の問合せ先につきましては、内閣府の「競争的研究費制度」ウェブサイトに掲載している相談窓口一覧（※2）をご確認ください。 <p>※1 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf</p> <p>※2 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/soudanmadoguchi.pdf</p>